

佐賀県規則第10号

佐賀県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県環境影響評価条例施行規則（平成11年佐賀県規則第46号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前		改正後	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
事業の種類	事業の要件	事業の種類	事業の要件
1 条例別表第1号に掲げる事業の種類	(1) 河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）第2条第2号のサーチャージ水位（サーチャージ水位がないダムにあっては、同条第1号の常時満水位）における貯水池の区域（以下「貯水区域」という。）の面積（以下「貯水面積」という。）が35ヘクタール以上であるダムの新築の事業（当該ダムが水力発電所の設備となる場合にあっては、当該事業を実施しようとする者（当該事業を実施しようとする者が2以上である場合において、これらの者のうちから代表する者を定めたときは、その代表する者）が当該水力発電所をその事業の用に供する電気事業法第2条第1項第10号の電気事業者（以下「電気事業者」という。）又は同項第11号の卸供給を行う事業を営み、若しくは営もうとする者（以下「卸供給事業者」という。）であるもの（当該水力発電所の出力が1万キロワット以上である場合に限る。）及び当該水力発電所の専用設備の設置に該当するものを除	1 条例別表第1号に掲げる事業の種類	(1) 河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）第2条第2号のサーチャージ水位（サーチャージ水位がないダムにあっては、同条第1号の常時満水位）における貯水池の区域（以下「貯水区域」という。）の面積（以下「貯水面積」という。）が35ヘクタール以上であるダムの新築の事業（当該ダムが水力発電所の設備となる場合にあっては、当該事業を実施しようとする者（当該事業を実施しようとする者が2以上である場合において、これらの者のうちから代表する者を定めたときは、その代表する者）が当該水力発電所をその事業の用に供する電気事業法第2条第1項第15号の発電事業者（以下「発電事業者」という。）であるもの（当該水力発電所の出力が1万キロワット以上である場合に限る。）及び当該水力発電所の専用設備の設置に該当するものを除く。）

改正前		改正後	
	<p>く。)</p> <p>(2) 計画湛水位（堰の新築又は改築に関する計画において非洪水時に堰によって湛えることとした流水の最高の水位で堰の直上流部におけるものをいう。）における湛水区域（以下「湛水区域」という。）の面積（以下「湛水面積」という。）が35ヘクタール以上である堰の新築の事業（当該堰が水力発電所の設備となる場合にあっては、当該事業を実施しようとする者が2以上である場合において、これらの者のうちから代表する者を定めたときは、その代表する者）が当該水力発電所をその事業の用に供する電気事業者又は卸供給事業者であるもの（当該水力発電所の出力が1万キロワット以上である場合に限る。）及び当該水力発電所の専用設備の設置に該当するものを除く。）</p> <p>(3) 改築後の湛水面積が35ヘクタール以上であり、かつ、湛水面積が17.5ヘクタール以上増加することとなる堰の改築の事業（当該改築後の堰が水力発電所の設備となる場合にあっては、当該事業を実施しようとする者（当該事業を実施しようとする者が2以上である場合において、これらの</p>		<p>(2) 計画湛水位（堰の新築又は改築に関する計画において非洪水時に堰によって湛えることとした流水の最高の水位で堰の直上流部におけるものをいう。）における湛水区域（以下「湛水区域」という。）の面積（以下「湛水面積」という。）が35ヘクタール以上である堰の新築の事業（当該堰が水力発電所の設備となる場合にあっては、当該事業を実施しようとする者が2以上である場合において、これらの者のうちから代表する者を定めたときは、その代表する者）が当該水力発電所をその事業の用に供する発電事業者であるもの（当該水力発電所の出力が1万キロワット以上である場合に限る。）及び当該水力発電所の専用設備の設置に該当するものを除く。）</p> <p>(3) 改築後の湛水面積が35ヘクタール以上であり、かつ、湛水面積が17.5ヘクタール以上増加することとなる堰の改築の事業（当該改築後の堰が水力発電所の設備となる場合にあっては、当該事業を実施しようとする者（当該事業を実施しようとする者が2以上である場合において、これらの</p>

改正前		改正後	
	<p>者のうちから代表する者を定めたときは、その代表する者)が当該水力発電所をその事業の用に供する<u>電気事業者又は卸供給事業者</u>であるもの(当該水力発電所の出力が1万キロワット以上である場合に限る。)及び当該水力発電所の専用設備の設置に該当するものを除く。)</p> <p>(4) 略</p>		<p>者のうちから代表する者を定めたときは、その代表する者)が当該水力発電所をその事業の用に供する<u>発電事業者</u>であるもの(当該水力発電所の出力が1万キロワット以上である場合に限る。)及び当該水力発電所の専用設備の設置に該当するものを除く。)</p> <p>(4) 略</p>
2～13 略		2～13 略	
14 条例別表第14号に掲げる事業の種類	<p>(1) 製造業(物品の加工修理業を含む。)、ガス供給業又は熱供給業に係る工場又は事業場(以下「工場等」という。)における大気汚染防止法第2条第2項に規定するばい煙発生施設(以下「ばい煙発生施設」という。)又は水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設(以下「特定施設」という。)の新設の事業(排出ガス量(大気中に排出される気体の量の1時間当たりの最大値を温度零度、圧力1気圧の状態に換算したものをいう。以下同じ。)が15万立方メートル以上であるもの又は水質汚濁防止法第2条第5項に規定する排水(専ら冷却の用に供された後に排出される水を除く。以下「排水」という。)の1日当たりの平均的な量が1万立方メートル以上であるものを設けるものに限る。)</p> <p>(2) 略</p>	14 条例別表第14号に掲げる事業の種類	<p>(1) 製造業(物品の加工修理業を含む。)、ガス供給業又は熱供給業に係る工場又は事業場(以下「工場等」という。)における大気汚染防止法第2条第2項に規定するばい煙発生施設(以下「ばい煙発生施設」という。)又は水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設(以下「特定施設」という。)の新設の事業(排出ガス量(大気中に排出される気体の量の1時間当たりの最大値を温度零度、圧力1気圧の状態に換算したものをいう。以下同じ。)が15万立方メートル以上であるもの又は水質汚濁防止法第2条第6項に規定する排水(専ら冷却の用に供された後に排出される水を除く。以下「排水」という。)の1日当たりの平均的な量が1万立方メートル以上であるものを設けるものに限る。)</p> <p>(2) 略</p>

改正前		改正後	
15 略		15 略	
16 条例別表第16号に掲げる事業の種類	<p>(1) 出力が1万キロワット以上である水力発電所の設置の工事の事業(当該水力発電所の設備にダム又は堰<small>せき</small>が含まれる場合において、当該ダムの新築又は当該堰<small>せき</small>の新築若しくは改築を行おうとする者(その者が2以上である場合において、これらの者のうちから代表する者を定めたときは、その代表する者)が当該水力発電所をその事業の用に供する電気事業者又は卸供給事業者でないときは、当該ダムの新築又は当該堰<small>せき</small>の新築若しくは改築である部分を除く。)</p> <p>(2) 出力が1万キロワット以上である発電設備の新設を伴う水力発電所の変更の工事の事業(当該水力発電所の変更の工事がダムの新築又は堰<small>せき</small>の新築若しくは改築を伴う場合において、当該ダムの新築又は当該堰<small>せき</small>の新築若しくは改築を行おうとする者(その者が2以上である場合において、これらの者のうちから代表する者を定めたときは、その代表する者)が当該水力発電所をその事業の用に供する電気事業者又は卸供給事業者でないときは、当該ダムの新築又は当該堰<small>せき</small>の新築若しくは改築である部分を除く。)</p>	16 条例別表第16号に掲げる事業の種類	<p>(1) 出力が1万キロワット以上である水力発電所の設置の工事の事業(当該水力発電所の設備にダム又は堰<small>せき</small>が含まれる場合において、当該ダムの新築又は当該堰<small>せき</small>の新築若しくは改築を行おうとする者(その者が2以上である場合において、これらの者のうちから代表する者を定めたときは、その代表する者)が当該水力発電所をその事業の用に供する発電事業者でないときは、当該ダムの新築又は当該堰<small>せき</small>の新築若しくは改築である部分を除く。)</p> <p>(2) 出力が1万キロワット以上である発電設備の新設を伴う水力発電所の変更の工事の事業(当該水力発電所の変更の工事がダムの新築又は堰<small>せき</small>の新築若しくは改築を伴う場合において、当該ダムの新築又は当該堰<small>せき</small>の新築若しくは改築を行おうとする者(その者が2以上である場合において、これらの者のうちから代表する者を定めたときは、その代表する者)が当該水力発電所をその事業の用に供する発電事業者でないときは、当該ダムの新築又は当該堰<small>せき</small>の新築若しくは改築である部分を除く。)</p>

改正前		改正後	
	(3) ~ (8) 略		(3) ~ (8) 略
17 略		17 略	

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。